**2020年度政府予算案**

**経済的に修学困難な私立大学生に対する授業料減免事業への経常費補助廃止に関する抗議声明**

2019年12月26日

日本私大教連中央執行委員会

１．政府は、12月20日に閣議決定した2020年度政府予算案において、私立大学等経常費補助予算のうち、経済的に修学困難な学生に対して各大学が実施している入学料・授業料減免等の支援事業への補助を打ち切った。この政府予算案は、以下述べる通り、私立大学生の学ぶ権利を侵害し、高等教育を受ける機会を奪うものである。日本私大教連は、こうした予算措置に厳しく抗議する。

２．現行の補助制度は、各私立大学・短期大学が経済的に修学困難な状況にある学生に対して、入学料・授業料減免や金融機関の教育ローン等に係る利子負担事業を実施した場合、当該事業に係る経費の2分の1以内を補助するものになっている。各大学は、補助要件に基づき私立学校振興共済事業団に補助金の交付を申請している。補助要件は「私立大学等経常費補助金配分基準」に示されており、当該事業の対象となる学生の家計基準は、平成30年度予算分では「給与所得者841万円以下」（給与所得者以外355万円以下）と定められている。また自然災害等による家計急変など緊急を要する場合には家計基準は不要とされている。

現行の補助事業は、学費負担が非常に重い私立大学において、幅広い所得層の学生に対し、経済的に困難な状況に陥った際にも修学を継続できるよう支える“頼みの綱”というべき役割を果たしてきた。

３．政府が現行の補助制度を廃止する理由として挙げていることは、「大学等修学支援法」により2020年4月から開始する「支援新制度」に一本化するためというものである。「新制度」の支援対象は住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯に限定しており、これにより現に対象となっている幅広い所得層の私立大学生が支援対象から排除されることとなる。

本予算案によって、現在、授業料減免措置を受けている私立大学生はそれを打ち切られ、修学継続を断念せざるを得ない状況へと追い詰められかねない。他方、国立大学においては、現在減免を受けている学部学生については予算措置を継続するとしている。同じ大学生でありながら、私立大学と国立大学の間でこのような差別的処遇を施すことは、あまりにも理不尽である。

　以上により、私たち日本私大教連は、政府に対し、現行の中間所得層をも対象とした授業料減免事業に対する支援の廃止を撤回し、予算措置を継続することを強く要求する。